

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 11 月 4 日

岩手県立宮古水産高等学校長 伊東 道夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立学校共同実習船「りあす丸」塗装及び維持修繕工事
- (2) 履行場所 請負契約業者ドック内
- (3) 履行期間 令和 7 年 11 月 28 日から令和 8 年 1 月 7 日まで
- (4) 業務概要 ア 塗装 イ 維持修繕

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この修繕等業務の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 特殊設備及び漁船建設等優秀な技術を有すること。
- (5) りあす丸（699 トン）以上の船舶を滞架できる乾ドックの施設を持っていること。

3 入札参加資格確認申請書等の配布及び入札に関する問い合わせ先について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料※（以下「資料」という。）を添えて岩手県立宮古水産高等学校長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は別に定める様式によるものとし、その関係書類及び入札説明書を次により配布する。

なお、申請書等を含む関係書類及び入札説明書は、岩手県公式ホームページからのダウンロードも可能である。

- (1) 配布期間 令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）から令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）まで
※ 午前 9 時から午後 4 時まで
ただし、11 月 14 日は午前 9 時まで
- (2) 所在地 岩手県宮古市磯鶏三丁目 9 番 1 号
- (3) 機関名 岩手県立宮古水産高等学校 事務室
- (4) 電話番号等 電話：0193-62-1430 FAX：0193-64-5568

※競争入札参加資格確認資料 … 工事経歴書、技術者経歴書

4 申請書等の受付及び確認結果の通知について

- (1) 受付期間 令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）から令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）まで
※ 土日祝祭日を除く午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、11月14日は午前9時まで

- (2) 受付場所 宮古市磯鶏三丁目9番1号 岩手県立宮古水産高等学校 事務室 (郵送可)
- (3) 申請書等の提出部数は1部とする。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。
- (5) 確認結果は、11月14日(金曜日)までに通知する。

5 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に関して質問等がある場合は、書面(様式任意。ファックスによる提出可。)により令和7年11月12日(水曜日)午前12時までに3に示す問い合わせ先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加希望者に対し、令和7年11月13日(木曜日)午後5時までにファックスにより通知する。

6 現場説明会

競争入札参加資格の確認を受けた者のうち、現場説明を希望する者に対して、下記のとおり現場説明会を開催するので、希望者は3に示す問い合わせ先に連絡すること。

なお、現場説明会に参加する場合は、学校長が競争入札について参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写しを持参すること。

- (1) 日時 希望を協議したうえで決定
- (2) 場所 岩手県宮古市 宮古港藤原埠頭 「りあす丸」内

7 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年11月14日(金曜日) 午前9時30分
- (2) 場所 宮古市磯鶏三丁目9番1号 岩手県立宮古水産高等学校 会議室

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第96条、第97条、第98条、第111条、第112条及び第122条の規定による。

9 その他必要な事項

- (1) 本公告に示した競争入札に参加するのに必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約金額は、総価で入札に付すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (6) 電子入札、郵便入札は認めない。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。